

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構短時間勤務職員の 介護休業等に関する規則

平成 17 年 3 月 25 日

規則第 91 号

最終改正 令和 4 年 3 月 31 日

(目的)

第 1 条 この規則は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構短時間勤務職員就業規則（平成 16 年規則第 40 号。以下「短時間勤務職員就業規則」という。）第 50 条第 2 項の規定に基づき、短時間勤務職員の介護休業等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第 2 条 介護休業等につき、この規則に定めのない事項については、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成 3 年法律第 76 号）その他の関係法令及び諸規則の定めるところによる。

(介護休業)

第 3 条 短時間勤務職員は、機構長に申し出ることにより、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2 週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態（以下「要介護状態」という。）の家族を介護するため、第 6 条第 1 項に規定する介護休業開始予定期日から起算して 93 日を経過する日（以下「93 日経過日」という。）から 6 月を経過する日までに、その労働契約（労働契約が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了することが明らかでない者に限り、介護休業をすることができる。

2 前項の家族とは、次の各号の一に該当するもの（以下「対象家族」という。）をいう。

- 一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
- 二 父母
- 三 子（職員と法律上の親子関係がある子をいい、養子を含む。）
- 四 配偶者の父母
- 五 祖父母、兄弟姉妹又は孫
- 六 前各号以外で機構長が認めた者

(介護休業をすることができない短時間勤務職員)

第 4 条 前条第 1 項の規定にかかわらず、介護休業をしたことがある短時間勤務職員は、当該介護休業に係る対象家族について、3 回の介護休業をした場合、又は介護休業をし

た日数（介護休業を開始した日から介護休業を終了した日までの日数とし、2回以上の介護休業をした場合にあっては、介護休業ごとに、当該介護休業を開始した日から当該介護休業を終了した日までの日数を合算して得た日数（以下「介護休業日数」という。）が93日に達している場合には、当該対象家族については、同項の申出をすることができない。

- 2 前条第1項の規定にかかわらず、職員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、過半数で組織する労働組合がないときは、職員の過半数を代表する者との間で締結された介護休業に関する協定により介護休業の対象者から除外することとされた短時間勤務職員は介護休業をすることができない。

（介護休業の期間）

第5条 介護休業の期間は、対象家族1人につき、原則として、通算して93日を超えない範囲内で、介護休業申出書に記載された期間とする。

- 2 介護休業の期間の単位は、1日とする。
- 3 第1項に規定する93日を超えない範囲内においては、介護休業の申出は原則3回行なうことができる。

（介護休業の申出の手続）

第6条 介護休業の申出は、介護休業を開始しようとする期間の初日（以下「介護休業開始予定日」という。）及び末日（以下「介護休業終了予定日」という。）を明らかにして、原則として当該介護休業開始予定日の前日から起算して1週間前の日までに、介護休業申出書により行うものとする。

- 2 前条の規定にかかわらず、介護休業の申出に係る介護休業開始予定日とされた日が当該介護休業の申出があった日の翌日から起算して2週間を経過する日前の日であるときは、当該介護休業開始予定日とされた日から当該2週間を経過する日までの間のいずれかの日を機構長が介護休業開始予定日として指定することができる。
- 3 第3条第1項第1号及び第2号の規定は、短時間勤務職員の締結する労働契約の期間の末日を介護休業終了予定日（次条の規定により当該介護休業終了予定日が変更された場合にあっては、その変更後の介護休業終了予定日とされた日）とする介護休業をしているものが、当該介護休業に係る対象家族について、当該労働契約の更新に伴い、当該更新後の労働契約の期間の初日を介護休業開始予定日とする介護休業申出をする場合には、これを適用しない。
- 4 機構長は、介護休業の申出について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該申出をした短時間勤務職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

(介護休業期間の終了)

第7条 介護休業の期間は、介護休業終了予定日が到来したとき終了する。ただし、介護休業終了予定日が到来する前に、次の各号の一に該当することとなった場合には、介護休業はその事由が生じた日（第4号及び第5号に掲げる事由が生じた場合にあっては、その前日）をもって終了する。

- 一 介護休業に係る対象家族が死亡したとき。
- 二 介護休業に係る対象家族と離婚、婚姻の取消、離縁等により親族関係が消滅したとき。
- 三 介護休業をしている短時間勤務職員が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該介護休業に係る対象家族についての介護休業等日数が93日に達するまでの間、当該介護休業に係る対象家族を介護することができない状態になったとき。
- 四 介護休業をしている短時間勤務職員が、産前産後休暇となったとき。
- 五 介護休業をしている短時間勤務職員が新たに介護休業又は育児休業を取得したとき。
- 2 前項第1号から第3号に該当することとなった短時間勤務職員は、遅滞なく、介護状況変更届を、機構長に届け出なければならない。
- 3 第6条第4項の規定は、介護休業の終了について準用する。

(介護休業の申出の撤回等)

第8条 介護休業の申出をした短時間勤務職員は、介護休業開始予定日の前日までに介護休業撤回申出書を機構長に提出することにより、介護休業の申出を撤回することができる。

- 2 機構長は、前項の申し出があった場合は、短時間勤務職員に介護休業撤回確認通知書を交付しなければならない。
- 3 介護休業の申出がされた後、介護休業開始予定日とされた日の前日までに、前条第1項第1号から第3号までに該当することになったことにより当該介護休業の申出に係る対象家族を介護しないこととなったときは、介護休業の申出はなかったものとする。
- 4 前項に該当することとなった短時間勤務職員は、遅滞なく、介護状況変更届を機構長に届け出なければならない。
- 5 第6条第4項の規定は、第4項について準用する。

(介護休業の効果)

第9条 介護休業をしている短時間勤務職員は、短時間勤務職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

- 2 介護休業をしている期間の給与は、支給しない。

(職務復帰)

第10条 介護休業の期間が終了したとき又は介護休業が終了したとき（第7条第1項第5号に規定する事由に該当したことにより終了した場合を除く。）は、当該介護休業に係る短時間勤務職員は、職務に復帰するものとする。

（介護時間）

第11条 短時間勤務職員は、機構長に申し出ることにより、当該短時間勤務職員の要介護状態の対象家族を介護するため、1日の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下「介護時間」という。）ができる。

- 2 介護時間の期間は、対象家族1人につき、原則として、3年の期間内で介護時間申出書に記載された期間とする。
- 3 介護時間の単位は、30分とし、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した当該職員の1日の所定勤務時間の2分の1の時間の範囲内とする。

（介護時間の申出の手続等）

第12条 介護時間の申出は、原則として、当該介護時間開始予定日の前日から起算して1週間前の中までに介護時間申出書により行うものとする。

- 2 第6条から第8条までの規定（第6条第3項を除く。）は、介護時間について準用する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、介護時間の申出に係る介護時間を取得しようとする日が当該介護時間の申出があった日の翌日から起算して1週間を経過する日前の日であるときは、当該介護時間を取得しようとする日とされた日から当該1週間を経過する日までの間のいずれかの日を機構長が介護時間の開始日として指定することができる。

（介護時間の効果）

第13条 短時間勤務職員の介護時間については、給与を支給しない。

（通知書の交付）

第14条 介護休業又は介護時間に関する申出書が提出されたときは、機構長はすみやかに当該申出書を提出した者に対し、介護休業通知書又は介護時間通知書を交付しなければならない。

（不利益取扱いの禁止）

第15条 短時間勤務職員は、介護休業等を理由として、不利益な取扱いを受けない。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月30日）

この規則は、平成22年6月30日から施行する。

附 則（平成23年3月8日）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月21日）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月26日）

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（令和2年3月26日）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
（期間雇用職員に係る経過措置）
- 2 この規則の施行日の前日に期間雇用職員として在職していた者のうち、当該施行日に引き続き雇用される者については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月30日）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。